

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(原子炉等規制法) の一部を改正する法律の成立について

平成 11 年 6 月 15 日
科 学 技 術 庁
通 商 産 業 省

保障措置の強化・効率化に関する規定の整備及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規定の新設のための原子炉等規制法の一部を改正する法律については、2月5日に国会に提出されて以降、衆議院科学技術委員会、衆議院本会議、参議院経済・産業委員会における審議を経て、6月9日の参議院本会議において、賛成多数により原案どおり可決され、成立した。

同法律は、所要の手続きを経た上で、6月16日に公布される見込み。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案」
の国会における審議結果について

平成11年2月 5日 ・国会提出

【衆議院】

- 4月16日 ・本会議 法案趣旨説明／質疑
・科学技術委員会 提案理由説明
- 4月23日 ・科学技術委員会 法案審議
- 4月27日 ・科学技術委員会 参考人質疑
- 4月28日 ・科学技術委員会 東京電力福島第一原子力発電所視察
- 5月 7日 ・科学技術委員会 法案審議
- 5月12日 ・科学技術委員会 法案審議／採決
附帯決議（別紙1）を付けて原案どおり可決
- 5月13日 ・本会議 採決
可決、参議院送付

【参議院】

- 5月14日 ・本会議 法案趣旨説明／質疑
- 5月18日 ・経済・産業委員会 提案理由説明
- 5月20日 ・経済・産業委員会 日本原子力発電東海第二原子力発電所視察
- 5月27日 ・経済・産業委員会 法案審議
- 6月 1日 ・経済・産業委員会 参考人質疑
- 6月 3日 ・経済・産業委員会 法案審議
- 6月 8日 ・経済・産業委員会 法案審議／採決
附帯決議（別紙2）を付けて原案どおり可決
- 6月 9日 ・本会議 採決
可決、成立

平成11年6月16日公布予定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に際し、次の事項に関し、特に配慮すべきである。

一、高レベル放射性廃棄物処分対策を含め、核燃料サイクル政策の一層の明確化を図ること。

二、使用済燃料の中間貯蔵施設に関し、十分な安全の確保が図られるよう万全を期すること。

一、使用済燃料の貯蔵状況にかんがみ、中間貯蔵施設の円滑な立地に向け、地元住民や自治体の意向を踏まえつつ、適切な措置を講ずること。

一、国際的な核不拡散体制の強化に積極的に取り組むとともに、追加議定書の措置を実施するに当たっては、原子力産業の競争力及び健全な発展を阻害することのないよう遺漏なきを期すること。

一、原子力防災対策については、立地自治体の要望にも配慮しつつ、防災実施機能の強化等を図ることにより、その実効性の一層の向上に向けて適切な措置を講ずること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

平成十一年六月八日

参議院経済・産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 エネルギー供給における原子力利用の現状にかんがみ、原子力開発利用に係る安全性の確保に万全を期すこと。

二 核燃料サイクル政策における使用済燃料の再処理、プルトニウムの利用、高レベル放射性廃棄物の処分等については、整合性ある、一層明確な施策の確立に努めるとともに、これらに係る情報の十分な公開に引き続き努めること。また、リスクに関する評価の調査研究を進めること。

三 使用済燃料の中間貯蔵施設の建設に当たっては、その十分な安全の確保が図られるよう万全を期するとともに、地元住民や関係地方自治体の意向を踏まえ、施設の立地地方自治体に対し適切な支援措置を講ずること。

四 国際的な核不拡散体制の維持・強化に積極的に取り組むとともに、追加議定書に基づく保障措置を実施

するに際しては、原子力産業の競争力及び健全な発展を阻害することのないよう配慮すること。

五 原子力防災対策については、立地地方自治体の要望に配慮し、事業者と関係防災機関との連携・協力の推進等防災実施機能の強化等に努め、その実効性をより一層高めるための措置を講ずること。

右決議する。